

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	196

部局名	ふくし部
課 名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	国民健康保険特別会計繰出金
事業目的	国民健康保険制度の財源は被保険者の負担する保険税と国庫負担等で賄うことが原則とされているが、高齢者や低所得者等が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な課題があるため、保険者である市が財源の一部を一般会計から特別会計へ繰り出すことにより安定化を図る。
事業内容	根拠法令等に基づき、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出す。 ○保険基盤安定繰出金（保険税軽減分） 低所得者に係る均等割・平等割軽減分（7割・5割・2割）を繰り出す。 ○保険基盤安定繰出金（保険者支援分） 低所得者の多い保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するもので、軽減対象となった被保険者数に応じて、平均保険税額の一定割合を繰り出す。 ○子ども均等割軽減繰出金 未就学児の均等割5割軽減分を繰り出す。 ○産前産後軽減繰出金 産前産後の母親の所得割、均等割軽減分を繰り出す。 ○財政安定化支援事業繰出金 国保に低所得者や高齢者が多いことによる影響（税・医療費）を勘案して算定した額を繰り出す。 ○事務費等繰出金 国保事務に要する経費のうち、国庫補助対象を除いた額を繰り出す。 ○出産育児一時金繰出金 給付した出産育児一時金の2/3を繰り出す。 ○その他繰出金 ・福祉医療波及分として、福祉医療実施による国庫負担金等の減額部分を繰り出す。 ・特定健診・保健指導経費のうち、国単価による基準額を超える部分を繰り出す。 ●主な決算の内訳 ○国民健康保険特別会計繰出金 459,947,000円
事業の成果・効果	低所得者に係る保険税軽減分などを繰り出すことで、他の被保険者の保険税負担とならないようにしている。 保険者が実施すべき保健事業にかかる費用や事務費用などを繰り出すことで、保険税負担への転嫁を抑えている。 市施策である福祉医療の実施による国庫負担金等減額分について繰出を行い、被保険者の負担とならないようにしている。

II：個別事業内訳

（単位：千円）

（見直し・点検進捗評価は4段階）

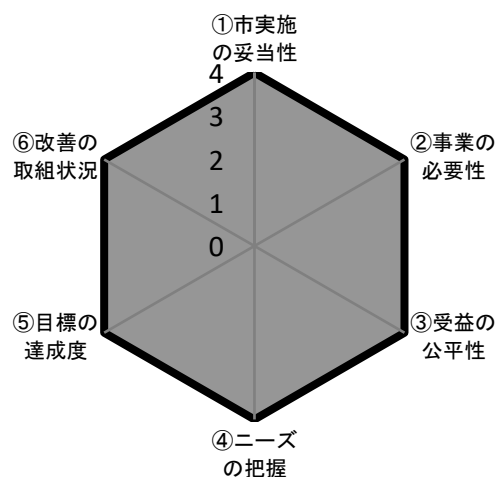
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
国民健康保険特別会計繰出金	459,947	262,365	197,582	43%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	459,947	262,365	197,582	43%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		532,640	459,947	448,090
財源内訳	国県支出金	253,534	262,365	232,017
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	279,106	197,582	216,073
一般財源の割合		52%	43%	48%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民健康保険事業を実施するための国の負担（国民健康保険法第72条の3）などを繰り出すものであり、国民健康保険財政を安定的に運営するために市で実施する必要がある。
②事業の必要性	4	国民健康保険財政を安定的に運営するために実施する必要がある。
③受益の公平性	4	被用者保険に加入できない約11,000人の市民が利用する保険の財政運営に係る繰出金である。
④ニーズの把握	4	繰出金の範囲等について、被保険者（受益者）だけでなく、保険医、保険薬剤師、公益代表等からなる国民健康保険運営協議会でニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	具体的な目標を掲げる性質の事業ではないが、予算範囲内の繰り出しを行った。
⑥改善の取組状況	4	サービスそのものではなく、サービスを行うための財政運営に関して法や国通知に基づき行う業務であり、法や国通知を確認し、改正内容を反映した繰り出しを行った。税負担急増抑制のための繰出は決算見込に基づき検討した結果、実施しないこととした。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	決算見込に基づき検討した結果、税負担急増抑制のための繰出は実施しないこととした。令和8年度以降についても、令和11年度までは、税負担急増抑制のための一般会計繰出ではなく、基金の活用により被保険者の負担をできる限り抑えた税率等改定をしていく方針とした。
令和8年度に見直しを実施している事項	令和7年度決算分析を行い、基金の活用によりできる限り被保険者の負担を抑えた適切な税率等を設定していく。
今後見直しを検討する事項	令和11年度までは、税負担急増抑制のための一般会計繰出は行わずに、基金の活用により被保険者の保険税負担の抑制を図ることについて検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
国民健康保険財政の安定的な運営	引き続き、根拠法令等に基づく国民健康保険特別会計への繰り出しを行い、国民健康保険財政の安定的な運営を図る。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	ふくし部
款	項	目			課 名	保険年金課
3	1	5	国民年金費	212		

I：事業概要

施策事業名	国民年金
事業目的	●国民年金法に基づく法定受託事務の遂行 ●年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく市町村での事務の遂行
事業内容	●全体計画 ○日本年金機構事務センター及び年金事務所と連携し、法定受託事務を行う。 ●事業内容 ○各法や事務処理基準に定められた法定受託事務（被保険者の国民年金1号資格取得、国民年金保険料免除申請の受付、年金生活者支援給付金申請の受付、世帯及び所得状況の提供）を年金事務所と連携し、適切な事務や回答を行う。 ○年金事務所と連携し、年金制度や請求等に関する相談業務を行う。 ●決算の内訳 ○特別旅費 7,020円 ○消耗品費 116,110円 ○通信運搬費 81,000円 ○愛知県都市国民年金協議会負担金 600円
事業の成果・効果	●法定受託事務については、滞りなく業務を行うことができた。 ●国民年金の資格取得時に一般免除や学生特例の申請の説明を行い、未納者を作らないよう対応することができた。 ●法定受託事務以外の業務については、年金事務所と連携し、一括納付や口座振替の推進を行った。 ●国民年金1号加入者が出産することにより、一定期間保険料が免除される産前産後期間免除制度の対象者に勧奨通知を送付し、制度周知と申請勧奨を行った。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

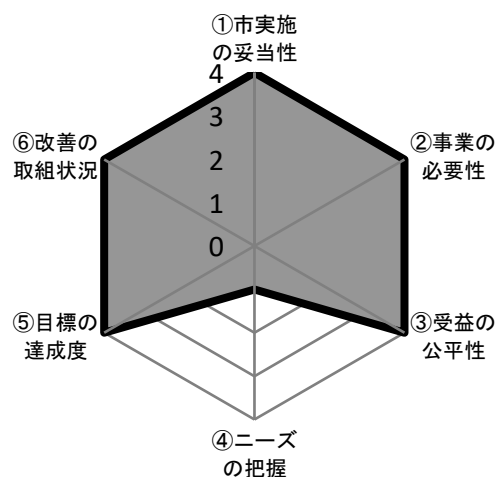
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
国民年金事務費	205	205	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	205	205	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		206	205	310
財源内訳	国県支出金	206	205	310
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	0
一般財源の割合		0%	0%	0%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民年金法第6条及び国民年金市町村事務処理基準に基づくものである。
②事業の必要性	4	国からの法定受託事務であり、市民の将来の年金収入に直結するものである。
③受益の公平性	4	厚生年金、共済年金に加入していない20歳以上60歳未満の市民が加入対象であり、その市民の将来の年金収入に直結するものである。
④ニーズの把握	1	国からの法定受託事務のため、市としてニーズを把握していない。
⑤目標の達成度	4	法定受託事務については、滞りなく作業を進めることができた。 法定受託事務以外の業務についても年金事務所と連携し、一括納付や口座振替の推進など、市民に対してわかりやすい説明と対応を行った。
⑥改善の取組状況	4	法定受託事務のため、市が主体となる制度改善は困難であるが、市民への制度周知、ホームページや広報による情報発信、年金相談の継続実施を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律及び各法事務処理基準に基づく業務のため、市における裁量がないものである。
令和8年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
特になし。 (国民年金の市町村事務は、国に代わって行われる法定受託事務であり、法令や国民年金市町村事務処理基準によって定められており、市における裁量がないため。)	同左

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	ふくし部
款	項	目			課 名	保険年金課
3	1	6	福祉医療助成費	214		

I：事業概要

施策事業名	福祉医療助成
事業目的	福祉的配慮を必要とする受給者の医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減し、不安なく医療を受けてもらうことを目的とする。
事業内容	●全体計画 ○医療費の自己負担分を条例、規則に基づき助成する。 ●事業内容 ○各福祉医療受給者証交付申請書を受付審査し、受給者証を交付する。 ○医療に要する額から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額の全額又は一部を助成する。 ●決算の主な内訳 ○障害者医療費 140,809,608円 ○子ども医療費 406,256,228円 ○母子父子家庭医療費 39,478,235円 ○精神障害者医療費 90,851,075円 ○後期高齢者福祉医療費 158,566,566円 ○養育医療費 3,214,325円
事業の成果・効果	医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減することができた。

IⅡ：個別事業内訳

(単位：千円)

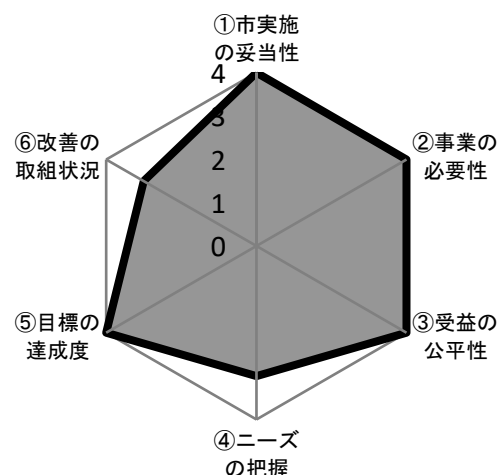
(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
福祉医療助成事務	10,920	2,258	8,662	79%	2	2	2
障害者医療助成	140,810	66,301	74,509	53%	4	4	4
子ども医療助成	406,256	159,002	247,254	61%	4	4	4
母子父子家庭医療助成	39,478	19,148	20,330	51%	4	4	4
精神障害者医療助成	90,851	18,984	71,867	79%	4	4	4
後期高齢者福祉医療助成	158,567	69,780	88,787	56%	4	4	4
未熟児養育医療助成	3,214	5,565	-2,351	-73%	4	4	4
合計	850,096	341,038	509,058	60%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		845,238	850,096	876,698
財源内訳	国県支出金	247,682	244,713	267,799
	地方債	0	0	0
	その他	182,761	96,325	138,588
	一般財源	414,795	509,058	470,311
一般財源の割合		49%	60%	54%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	犬山市障害者医療費支給条例第4条、犬山市子ども医療費支給条例第4条、犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例第4条、犬山市精神障害者医療費支給条例第5条、犬山市後期高齢者福祉医療費支給規則第8条により市で実施。
②事業の必要性	4	医療費を助成することにより、経済的な心配をすることなく医療にかかることができる体制を整え、市民の福祉及び健康増進を図るために、継続が必要な優先度の高い事業である。
③受益の公平性	4	18歳以下の子どもの保護者、障害者、母子父子家庭者約15,000人という多数の市民が対象となる事業である。
④ニーズの把握	3	県の補助制度に基づく事業であり、市民のニーズも高い。
⑤目標の達成度	4	75歳以上自立支援(精神通院)受給者に後期高齢者福祉医療費受給者証を交付し、負担軽減を図った。また、電子申請の導入により申請時の負担を軽減するなど、福祉医療の事務を円滑に実施できた。
⑥改善の取組状況	3	市民の負担軽減、ホームページや広報による情報発信、事務の見直しを行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	75歳以上自立支援医療(精神通院)の受給者は、本人が窓口負担した分を後日払戻しにより助成していたが、令和8年3月診療分から後期高齢者福祉医療費受給者証を交付することで窓口負担額が無料となるようし、市民の負担軽減を図った。障害者医療等3年次更新申請で電子申請を導入し、市民の利便性の向上を図った。
令和8年度に見直しを実施している事項	国における医療DX推進への対応 PMH(マイナンバーカードによる資格確認)への参加
今後見直しを検討する事項	引き続き、国における医療DX推進への対応を行う。 ペーパーレス化するため、年次更新時の申請書を省略する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
国における医療DX推進への対応	国、県、他市の動向を注視し、対応方針、スケジュール等を決定していく。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	8	後期高齢者医療費	216

部局名	ふくし部
課 名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	後期高齢者医療療養給付費負担金
事業目的	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担し、療養給付の安定を図る。
事業内容	●全体計画 ○根拠法令に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金を支出する。 ●事業内容 ○後期高齢者医療制度に加入する犬山市の被保険者分の医療給付費の1/12(市負担分)を、広域連合が提示する支払計画に基づき支出する。 ●決算の内訳 ○後期高齢者医療療養給付費負担金 927,683,541円
事業の成果・効果	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担することで、安定した療養給付を維持した。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

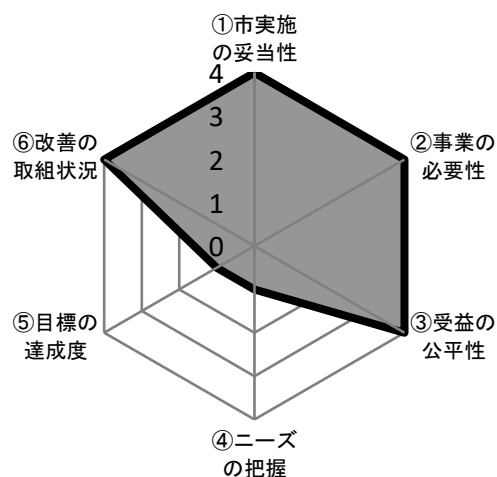
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
後期高齢者医療療養給付費負担金	927,684	0	927,684	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	927,684	0	927,684	100%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		925,424	927,684	963,764
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	925,424	927,684	963,764
一般財源の割合		100%	100%	100%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律により、市が療養給付費の一部を負担する。
②事業の必要性	4	後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を負担し、療養給付の安定を図る。
③受益の公平性	4	約13,500人の市民が利用する、保険制度を維持するうえで必要なものである。
④ニーズの把握	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市としてニーズは把握していない。
⑤目標の達成度	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市として目標は立てていない。
⑥改善の取組状況	4	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、改善の取り組みを要するものではない。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	療養給付費負担金は、高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として市町村が負担するものであり、市における裁量がないものである。
令和8年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
特になし。 (療養給付費負担金は、高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として市町村が負担するものであり、市における裁量がないため。)	同左

令和 7 年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書 (P)	部局名	ふくし部
款	項	目			課 名	保険年金課
3	1	8	後期高齢者医療費	216		

I：事業概要

施策事業名	後期高齢者医療特別会計繰出金
事業目的	後期高齢者医療における事務経費等市負担分、低所得者の保険料の軽減分を、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出し、後期高齢者医療特別会計の安定を図る。
事業内容	●全体計画 ○根拠法令に基づき、後期高齢者医療特別会計へ繰り出しする。 ●事業内容 ○後期高齢者医療制度に係る市の事務費、広域連合に納入する共通経費、低所得者の保険料の軽減分を、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出金として支出する。 ○市は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者の各種申請、届出業務の受付、制度に関する広報、相談業務、資格確認書等の引渡し、広域連合で賦課した保険料の徴収、健康診査事業を実施。 ●決算の内訳 ○保険基盤安定繰出金 232,089,846円 ○事務費繰出金 23,040,459円 ○その他繰出金 10,501,000円
事業の成果・効果	後期高齢者の医療保険制度を運営するための経費を一般会計から繰出すことで、制度を維持し、市民生活の安定に寄与した。

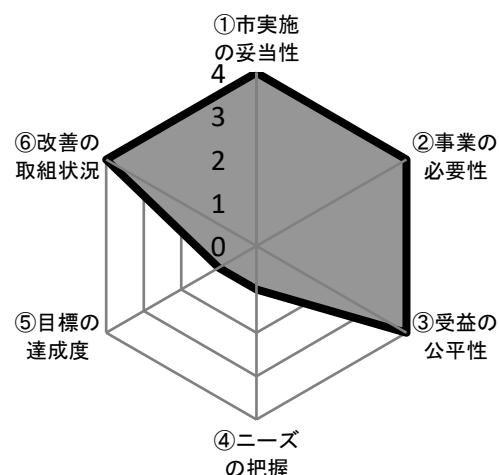
II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
後期高齢者医療特別会計繰出金	265,631	174,067	91,564	34%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	265,631	174,067	91,564	34%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		267,958	265,631	308,707
財源内訳	国県支出金	172,386	174,067	196,658
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	95,572	91,564	112,049
一般財源の割合		36%	34%	36%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、後期高齢者医療広域連合への加入が義務付けられており、その業務の一環である。
②事業の必要性	4	市民が加入する保険制度維持のために必要である。
③受益の公平性	4	約13,500人の市民が加入する保険制度である。
④ニーズの把握	1	提供するサービスは後期高齢者医療広域連合が定めたものであり、市として受益者のニーズを把握していない。
⑤目標の達成度	1	具体的な目標を掲げる性質の事業ではない。
⑥改善の取組状況	4	保険制度を維持するために、適切な事務処理を進めている。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律に定められた業務を実施するため、後期高齢者医療制度に係る市の事務費、広域連合に納入する共通経費、低所得者の保険料の軽減分を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出金として支出するものであり、市における裁量がないものである。
令和8年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
特になし。 (後期高齢者医療特別会計繰出金は、高齢者の医療の確保に関する法律に定められた業務を実施するために一般会計から繰出金として支出するものであり、市における裁量がないため。)	同左

令和 7 年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書 (P)	部局名	ふくし部
款	項	目			課 名	保険年金課
3	1	8	後期高齢者医療費	216		

I：事業概要

施策事業名	後期高齢者保健
事業目的	後期高齢者医療被保険者に対する保健事業（健康診査、保健事業と介護予防等の一体的実施）を、効率的かつ効果的に実施する。
事業内容	●全体計画 ○高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、市が健康診査を実施する。 ○健康診査未受診者、医療機関未受診者等に対し、保健師が訪問するなど、医療機関への受診勧奨や通いの場への案内を行う。 ●事業内容 ○後期高齢者医療被保険者の健康診査 ○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施 ●決算の主な内訳 ○薬剤師報償金 95,000円 ○印刷製本費 800,745円 ○通信運搬費 1,788,966円 ○手数料 1,532,850円 ○後期高齢者健康診査委託料 64,504,785円
事業の成果・効果	健康診査、保健事業と介護予防の一体的実施を実施することで、フレイルに着目した健康課題を把握し、健康講座への案内等、必要なアプローチを実施した。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

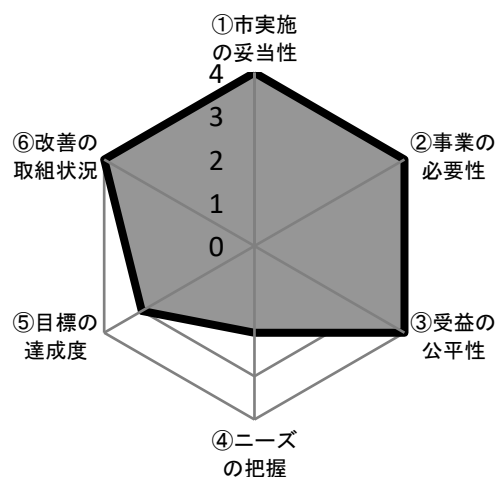
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
後期高齢者保健	68,788	59,927	8,861	13%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	68,788	59,927	8,861	13%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		70,320	68,788	85,608
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	61,963	59,927	70,636
	一般財源	8,357	8,861	14,972
一般財源の割合		12%	13%	17%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施するものである。
②事業の必要性	4	後期高齢者の健康診査は、生活習慣病の早期発見や重症化予防、フレイルの予防を目的としており、健康状態を知る第一歩として必要なものである。
③受益の公平性	4	約13,500人の被保険者を対象とする事業である。
④ニーズの把握	2	法に基づく事業であり、市民のニーズも高い。
⑤目標の達成度	3	犬山市の健診受診率は愛知県の受診率(R6年度39.3%)を上回っているが、R6年度が43.5%、R7年度が41.8%であり、わずかに減少した。
⑥改善の取組状況	4	従来の受診券から氏名等記入済みの受診票への変更、未受診者への勧奨通知の送付等、受診率向上のための改善に努めた。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	市で行っていた健診結果のデータ入力業務について、令和8年度から尾北医師管内の市町で入力方式を統一することにより、人件費の削減、事務効率の改善及び医療機関の負担軽減を図った。
令和8年度に見直しを実施している事項	健康診査受診率向上に向けた検討を行う。
今後見直しを検討する事項	引き続き、健康診査受診率向上に向けた検討を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
健康診査受診率向上に向けた検討	後期高齢者の健康診査受診率は令和5年度より低下傾向にあるため、受診勧奨通知送付対象者の見直しを行い、受診率の向上を図る。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

特別会計名	決算書(P)	部局名	ふくし部
国民健康保険特別会計	418	課 名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	国民健康保険事業
事業目的	被保険者の疾病や負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行うなど、国民健康保険事業を適切に運営する。
事業内容	●全体計画 県からの保険給付費等交付金により、被保険者が疾病、負傷した際の保険給付を適切に実施する。保険給付に必要な県への国民健康保険事業費納付金を国民健康保険税により確保するため、保険税率について国民健康保険運営協議会へ諮り、答申を踏まえ、税率等を改定する。 ●主な事業内容 ○被保険者の資格管理 ○保険給付 ○保険税の賦課 ○保健事業の実施 ●主な決算の内訳 ○歳入 ・国民健康保険税 1,386,523,206円 ・県支出金 3,968,740,542円 ○歳出 ・保険給付費 3,898,263,535円 ・事業費納付金 1,703,914,222円 ・保健事業費 61,435,613円 ●主な関係法令等 ○国民健康保険法 ○地方税法 ○犬山市国民健康保険条例・施行規則 ○犬山市国民健康保険税条例・施行規則
事業の 成果・効果	保険者として、被保険者の疾病等に関し必要な保険給付を遅滞なく行うことができた。 単年度収支が改善され、被保険者の保険税負担急増抑制のための一般会計繰入は実施しなかった。 令和6年度決算を基に財政分析を行い、運営協議会の答申を踏まえて、令和8年度の税率等改定を行った。 新規事業として、特定健診の休日集団健診、特定保健指導の初回面接医療機関委託を実施した。

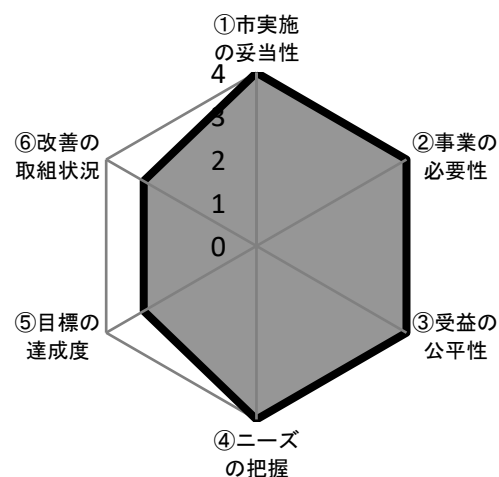
II：個別事業内訳 (単位：千円) (総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	報発信・共有	業務適正化
総務費【1款】	27,902	27,902	0	0%	3	3	2
保険給付費【2款】	3,898,264	3,895,985	2,279	0%	4	4	4
国民健康保険事業費納付金【3款】	1,703,914	131,057	1,572,857	92%	4	4	4
保健事業費【5款】（健康推進課分を除く）	61,436	41,768	19,668	32%	3	2	3
諸支出金【8款】	11,476	0	11,476	100%	4	4	4
基金積立金【6款】他	125,561	0	125,561	100%	4	4	4
予備費【9款】	0	0	0	-	4	4	4
合計	5,828,553	4,096,712	1,731,841	30%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		5,895,497	5,828,553	5,735,209
財源内訳	国県支出金	3,947,216	3,977,079	3,924,641
	地方債	0	0	0
	その他	131,292	119,633	145,771
	一般財源	1,816,989	1,731,841	1,664,797
一般財源の割合		31%	30%	29%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民健康保険法第3条により、市は保険者として国民健康保険を実施する。
②事業の必要性	4	国民健康保険を維持し、被保険者が医療機関を安定的に受診するために必要である。
③受益の公平性	4	被用者保険に加入できない約11,000人の市民が利用する保険である。
④ニーズの把握	4	被保険者（受益者）だけでなく、保険医、保険薬剤師、公益代表等からなる国民健康保険運営協議会でニーズを把握している。
⑤目標の達成度	3	具体的な目標を掲げる性質の事業ではないが、特定健診等の保健事業、収納率など概ね計画通りであった。
⑥改善の取組状況	3	国の制度に基づき事務を進めているが、窓口対応や情報発信については、制度改正などを踏まえて常に見直し、正しく分かりやすいものになっている。

Ⅴ：業務の総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	被保険者の税負担急増抑制のための一般会計繰入は、決算見込に基づき検討し、実施しなかった。令和8年度以降の税率等改定について、令和11年度までは基金を最大限活用することで税負担急増抑制を図る方針とした。特定健診の休日集団健診、特定保健指導の初回面接医療機関委託を実施した。
令和8年度に見直しを実施している事項	令和9年度の税率等改定について、基金を活用し、できる限り被保険者の負担を抑えた適切な税率等を設定していく。
今後見直しを検討する事項	今後も令和11年度までは基金を最大限活用し、被保険者の保険税負担の抑制を図ることについて検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
国民健康保険事業運営に係る適切な税率等の検討。	被保険者の急激な負担増とならないよう、基金を計画的に活用し、税率等を設定していく。

令和 7 年度 決算説明書 / 事業評価シート

特別会計名	決算書 (P)	部局名	ふくし部
後期高齢者医療特別会計	492	課 名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	後期高齢者医療特別会計
事業目的	後期高齢者医療対象者の保険料の徴収、資格確認書等の交付を行う。
事業内容	●全体計画 ○被保険者が疾病、負傷、死亡等の際に、適切に保険給付を実施する。保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合であり、市町村では保険料の徴収や申請・届出の受付事務等、窓口業務を行う。 ●事業内容 ○被保険者資格管理に関する申請等の受付 ○保険給付に関する申請等の受付 ○保険料の徴収 ●主な関係法令等 ○高齢者の医療の確保に関する法律 ○愛知県後期高齢者医療広域連合規約 ○犬山市後期高齢者医療に関する条例・施行規則 ●決算の主な内訳 ○総務費 9,447,446円 ○後期高齢者医療広域連合納付金 1,633,705,990円 ○諸支出金 5,534,984円
事業の成果・効果	後期高齢者の医療保険制度を維持し、市民生活の安定に寄与した。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (総点検進捗評価は4段階)

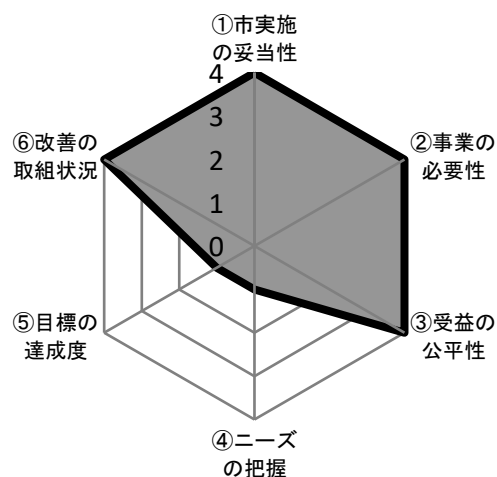
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	報発信・共有	業務適正化
後期高齢者医療特別会計	1,648,688	1,648,688	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,648,688	1,648,688	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		1,616,315	1,648,688	1,981,884
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	1,616,315	1,648,688	1,981,884
	一般財源	0	0	0
一般財源の割合		0%	0%	0%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、後期高齢者医療広域連合への加入が義務付けられており、その業務の一環である。
②事業の必要性	4	市民が加入する保険制度維持のために必要である。
③受益の公平性	4	約13,500人の市民が利用する保険制度である。
④ニーズの把握	1	提供するサービスは後期高齢者医療広域連合が定めたものであり、市として受益者のニーズを把握していない。
⑤目標の達成度	1	具体的な目標を掲げる性質のものではない。
⑥改善の取組状況	4	市民の高齢化に伴い、被保険者が増加し続けている後期高齢者医療制度を維持するために、ホームページや広報による情報発信、事務の見直しを行った。

Ⅴ：業務の総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律等に定められた業務を実施するものであり、市における裁量がないものである。
令和8年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
特になし。 (後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に定められた業務を実施するためのものであり、市における裁量がないため。)	同左